

犯罪被害給付事務取扱要綱の制定について（例規通達）

昭和61年 3月13日
広警務第207号警察本部長

改正 平成13年 3月広警務第426号 平成13年 6月広警相第173号
平成20年 6月広警相第162号

各部長・参事官
各所属長

犯罪被害給付事務の迅速、適正な処理を期するため、別添のとおり犯罪被害給付事務取扱要綱を定め、昭和61年4月1日から施行することとしたので、部下職員に周知させ、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

犯罪被害給付事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号。以下「令」という。）及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）の支給事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（犯罪被害の発生報告）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、法第2条第2項に規定する犯罪被害（以下「犯罪被害」という。）に該当する事案の発生を認知したときは、速やかにその概要を警務部警察安全相談課長（以下「警察安全相談課長」という。）に電話により通報するとともに、当該事案の捜査を終了した後、速やかに犯罪被害発生報告書（別記様式）に所要事項を記入して、警察本部長に送付しなければならない。

（申請書の受理等）

第3条 規則第16条に規定する遺族給付金支給裁定申請書、規則第17条に規定する重傷病給付金支給裁定申請書及び規則第18条に規定する障害給付金支給裁定申請書（以下「申請書」と総称する。）の受理は、警察安全相談課長及び署長が次により行うものとする。

（1）給付金の支給に係る裁定の申請（以下「申請」という。）が次の要件を備えているかを確認すること。

ア 申請者が、当該犯罪行為の行われた時において、日本国籍を有する者又は本邦に生活の本拠を有する者であること。

イ 申請者が、被害者又は法第4条第1号に規定する第1順位遺族（以下「第1順位遺族」という。）であること。

ウ 申請者が、申請書を提出した警察署の管轄区域内に住所を有する者であること。

なお、住所不定の者については、居所又は現在地を住所とみなして差し支えない。

エ 申請は、法第10条第2項及び第3項に規定する期間が経過する前になされたものであること。

（2）申請書に必要な事項の記載漏れがないことを確認すること。

- (3) 第1順位遺族が複数であるときは、それぞれに申請書を提出させること。
- (4) 申請者が被害者又は第1順位遺族の代理人であるときは、委任状等その旨を証する書面を提出させるとともに、申請書の申請者欄の下部に当該代理人の住所及び氏名を記させ、押印させること。
- (5) 申請書に必要な添付書類が添付されていることを確認すること。この場合において、規則第23条第1項の規定により添付書類を省略するときは、申請書の備考欄に次の事項を記載させるものとする。
- ア 同時に申請した同一世帯に属する者の氏名
- イ 省略した添付書類の名称
- 2 警察安全相談課長及び署長は、提出された申請書又は添付書類に不備又は不足がある場合は、申請を受け付けた上で、申請者に対して十分教示を行い、相当の期間を定めて申請書等の補正を求めるものとする。
- 3 警察安全相談課長及び署長は、次に掲げる事項が明らかであるときは、申請しても給付金が支給されない旨を十分に教示するものとする。
- なお、申請者が申請書を提出する場合は、当該申請を受理するものとする。
- (1) 法第10条第2項及び第3項に規定する期間が経過していること。
- (2) 申請に係る被害が犯罪被害でないこと。
- (3) 申請者が給付金の受給資格を有しないこと。
- (4) 申請すべき都道府県公安委員会を誤っていること。
- (5) 重傷病給付金について申請をする場合において、当該申請に係る負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であつたことその他令で定める要件を満たしていないこと。
- (6) 障害給付金について申請をする場合において、当該申請に係る身体上の障害が、令に規定する身体上の障害の程度に該当しないこと。
- (申請書の受理報告)
- 第4条 警察安全相談課長及び署長は、申請書の受理に際し、次の要領により処理し、署長にあつては、当該申請書及び必要な添付書類を速やかに警察安全相談課長に送付しなければならない。
- (1) 警察安全相談課長にあつては、当該申請書の受付欄に受理した年月日及び受付番号を記入すること。
- (2) 署長にあつては、警察安全相談課長に電話により受理する旨を通報して受付番号の交付を受けた上、当該申請書の受付欄に受理した年月日、受付番号及び警察署名を記入すること。
- (損害賠償を受けた旨の届出の受理)
- 第5条 警察安全相談課長及び署長は、規則第19条の規定による損害賠償を受けた旨の届出を受けたときは、同条各号に掲げる事項の記載漏れがないことを確認の上、届出書により受理し、署長にあつては、当該届出書を速やかに警察安全相談課長に送付するものとする。
- (裁定に必要な調査等)
- 第6条 広島県公安委員会から法第13条第2項の規定による照会（以下「照会」という。）を受けた署長は、速やかに回答に必要な調査を行い、当該照会に係る事案を主管する警察本部の所属長（以下「主管課長」という。）と協議の上、回答書を作成し、回答しなければならない。
- 2 他の都道府県公安委員会から照会を受けた署長は、速やかに回答に必要な調査を行い、あらかじめ警察安全相談課長及び主管課長に回答書案を送付して協議した

上、回答しなければならない。

- 3 照会を受けた署長が行う調査事項は、別表のとおりとする。
- 4 照会を受けた署長は、次の事項に留意して調査を行うものとする。
 - (1) 調査は、裁定を行うために必要な範囲に限り、濫用することのないように行うこと。
 - (2) 電話や口頭により補充的な調査を行う場合であつても、調査年月日及び調査対象者を明らかにして、その内容を記録しておくこと。
- 5 将来申請のあることが予想される事案の発生地を管轄する署長は、第3項の調査事項を考慮した事案処理を行い、照会があつた際に円滑かつ的確に回答が行えるよう心掛けるものとする。

※ 別記様式省略

別表（第6条関係）

調査事項

1 事件特定に関する事項	(1) 事件名 (2) 罪名・罰条（認知時、逮捕時、起訴時及び判決時の別） (3) 発生年月日時 (4) 発生場所 (5) 被害者の本籍、住所、職業、氏名、性別及び生年月日 (6) 加害者の本籍、住所、職業、氏名、性別、生年月日及び前科・前歴
2 加害者に関する事項	(1) 犯行を行うに至つた直接の原因・動機及び遠因となつたもの (2) 犯行準備行為 (3) 犯行直前の被害者等に対する言動 (4) 被害者に対する攻撃手段、攻撃部位及び程度 (5) 犯行中の被害者等に対する言動 (6) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織への所属の有無（所属している場合は、組織名、地位及び組織員としての活動状況） (7) 資産状況及び損害賠償の意思の有無 (8) 共犯者についての前記(1)から(7)までにに関する事項
3 被害者に関する事項	(1) 当該犯罪被害に関連する被害者における次のような行為の有無（あればその内容） ア 被害を容認する行為 イ 犯罪行為の教唆・幫（ほう）助行為

	<p>ウ 暴行、脅迫、侮辱等の行為</p> <p>エ 犯罪行為に関連する不正な行為</p> <p>オ 犯罪被害を受けることとなった不注意、不適切な行為</p> <p>カ 犯罪行為の報復として、加害者等に重大な害を加える行為</p> <p>(2) 被害者と加害者及びその近親者との関係（親族関係、同居、交遊、同一職場における勤務関係等）</p> <p>(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織への所属の有無（所属している場合は、組織名、地位及び組織員としての活動状況並びに組織に所属していたことと犯罪被害との関係）</p>
4 遺族に関する事項	<p>(1) 被害者の遺族と加害者及びその近親者との関係（親族関係、同居、交遊、同一職場における勤務関係等）</p> <p>(2) 前記(1)の関係があつた場合は、それと被害者が被害を受けたこととの関係</p> <p>(3) 遺族が、被害者が犯罪被害を受けたことに対する報復として、加害者等に重大な害を加える行為の有無（あればその内容）</p> <p>(4) 加害者が不明の場合は、犯行当時の遺族のアリバイ</p>
5 その他必要な事項	